

事 務 連 絡
平成25年10月28日

青森県、岩手県
秋田県、宮城県
山形県、福島県
茨城県、栃木県
群馬県、埼玉県
千葉県、東京都
神奈川県、新潟県
山梨県、長野県
静岡県

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示の徹底について

食品中の放射性物質への対応として、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、放射性物質の地域的な広がりを考慮し、必要な品目に関し原子力災害対策本部長から食品の出荷制限が指示されているところですが、今般、出荷制限が指示されている地域から産出された野生キノコが流通し、かつ、基準値を超過する放射性物質が検出される事案が発生しました。

については、出荷制限が指示されている各県においては、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示を徹底し、基準値を超過した食品が流通等しないように産地の市町村名の表示を徹底するなど適切に対応してください。

なお、林野庁においても別添のとおり、17都県特用林産担当課長あて事務連絡を発出していることを申し添えます。

また、併せて、毒キノコによる食中毒の防止のための情報提供についても特段の御配慮をお願いします。

事務連絡
平成25年10月28日

17都県 特用林産担当課長 殿

林野庁林政部経営課
特用林産対策室長

安全な野生きのこの供給等について

平素から、関係都県におかれましては、安全な特用林産物の供給にあたり、食品中の放射性物質の検査の実施、出荷管理及び生産者等への指導等特段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省による買上検査において、基準値を超える野生きのこの販売が確認され、これを受け、県が採取地等を調べた結果、出荷制限が指示された地域から採取されたものであることが判明いたしました。

これまでも、出荷制限が指示されている地域の周知や出荷管理の方法を指導していただいておりますが、このような事態は、消費者の信頼を大きく損ね、今後、安全な野生きのこの供給を図る上で、多大な不利益となるものです。

つきましては、各都県におかれましては、衛生部局とも連携し、同様の事態の再発防止のため、下記の事項について再度周知、指導を徹底するようお願いいたします。

記

- 1 採取事業者に対し、出荷制限が指示されている区域では採取しないよう、市町村と連携して情報の周知、徹底を図ること。
また、遠方からの採取者も想定され、出荷制限区域の事情に詳しいとは限らないことから、一般国民も含め、出荷制限区域等の情報について、ホームページ、広報誌、パンフレット等により広く周知すること。
- 2 直売所等の販売事業者に対し、受け入れ産品について採取地等を必ず確認し、出荷制限等地域のもは厳に引き受けを行わないよう指導すること。
- 3 市町村と連携して、直売所等の巡回指導について更なる励行に努めること。

<担当>

林野庁経営課特用林産対策室

TEL:03-6744-2289、FAX:03-3502-8085

板垣 靖 (yasusi_itagaki@nm.maff.go.jp)

牛尾 光 (hikaru_ushio@nm.maff.go.jp)